

# 伊賀の企業、業務停止

## 県管理票受けず産廃処分

廃棄物処理法が定める手続きをせずに業務をしたとして、県は二十七日、伊賀市炊村のグリーンワークス（永井充社長）に対し、廃棄物収集運搬業や処分業の事業を三十日間停止する行政処分を出した。

県によると、同社は平成二十七年九月と二十八年十一月の二回にわたり、事業者から木製パレットの処分を引き受けた。その際、同法が定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を受けていなかった。

さらに、同社と排出事業者が文書によって今回の処理に関する契約を結んでいなかった。県が同社に契約書の提出を求めた際、契約書に虚偽の作成日が記入されていたことをきっかけに発覚した。

県の定期的な立ち入り調査で発覚。同社は県の聞き

取りに「木製パレットと一般廃棄物が混ざった状態で受け取ってしまった」と説明。排出事業者は「産業廃棄物の知識がなかった」と話しているという。

### 産廃収集・三進商事

### 県が許可取り消し

### 山林無許可掘削で有罪

伊賀市内の産業廃棄物収集運搬業者が奈良市内の山林を無許可で掘削していた問題で、県は二十七日、伊賀市長田の三進商事（福本富士男社長）の産業廃棄物収集運搬業許可を取り消した。

森林法違反などの罪に問われた福本氏が三月十七日に奈良地裁で懲役六月、執行猶予四年の有罪判決を受けたため。産業廃棄物処理法は、役員が禁錮以上の刑となった事業所の許可を取り消すと定めている。